

工場立地法検討小委員会における論点（案）

経済産業省

平成23年1月28日

1. 地域準則制度の一層の活用について

地域準則制度が平成9年に創設以降、1都7県6政令市の活用にとどまっている。今後、地域準則制度の一層の活用を図るべきではないか。

2. 緑地の定義、算定方法について

企業による緑地整備の実態、これまでの規制緩和要望や工場立地法の趣旨を踏まえ、現在の緑地の定義、重複緑地への算入率等についてどのように考えるべきか。

3. 工場立地法手続の簡素化について

国内投資促進の観点から、企業の立地や投資の障壁を除去し企業の負担を軽減することが必要であり、様式の簡素化、提出書類の見直し、工場立地法の手続の迅速化等を推進すべきではないか。